原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百七十七号

原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会設置法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年三月十八日とする。

環境大臣　長浜　博行

内閣総理大臣　野田　佳彦

規　則

○国家公安委員会規則第十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百七十四号）の施行に伴い、並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十八条及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第一条の二の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十一月二十一日　　国家公安委員会委員長　小平　忠正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「指定」を「ダンス教授講習の指定」に改め、同条第一項中「第一条の八」を「以下第一条の九」に、「特定講習団体（社団法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。）又は財団法人日本ボールルームダンス連盟（平成四年三月二十四日に財団法人日本ボールルームダンス連盟という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を「法人」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「二回」を「一回」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「講習の業務」を「講習業務」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　次に掲げる要件の全てに適合している法人が実施するものであること。

イ　ダンス教授講習の実施に関する業務（以下「講習業務」という。）を適正かつ確実に行うため必要な組織及び経理的基礎を有すること。

ロ　講習業務を適正かつ確実に行うため必要な施設を確保していること。

ハ　講習業務以外の業務を行つているときは、当該業務を行うことにより講習業務が不公正になるおそれがないこと。

ニ　前項の規定により申請をした法人（以下この項において「指定申請法人」という。）が、客にダンスを教授するための営業を営む者（以下この項において「ダンススクール営業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

(1)　指定申請法人が株式会社である場合にあつては、ダンススクール営業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

(2)　指定申請法人の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占めるダンススクール営業者の役員又は職員（過去二年間に当該ダンススクール営業者の役員又は職員であつた者を含む。以下この項において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

(3)　指定申請法人の代表権を有する役員が、ダンススクール営業者の役員又は職員であること。

第一条の三の見出し中「指定」を「ダンス教授講習の指定」に改め、同条第一項中「特定講習団体」を「法人」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　ダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地

第一条の三第二項各号列記以外の部分中「書面」を「書類」に改め、同項中第二号を第八号とし、第一号を第七号とし、同項に第一号から第六号までとして次の六号を加える。

一　定款又はこれに代わる書類

二　登記事項証明書

三　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四　講習業務に係る事業に関する組織を記載した書面

五　資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

六　講習業務を行うための施設の概要を記載した書面

第一条の四中「及び住所」を「、住所及びダンス教授講習に係る事務を行う事務所の所在地」に改める。

第一条の五第三項中「書面」を「書類」に改める。

第一条の六第一項中「指定講習に係る毎事業年度の事業計画」を「毎事業年度の指定講習に係る事業計画及び収支予算」に改め、同条第二項中「指定講習に係る毎事業年度の事業報告書」を「毎事業年度の指定講習に係る事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表及び財産目録」に改め、同条第三項中「その」の下に「財産の状況又は」を加える。

第一条の八第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条を第一条の九とし、第一条の七中「ダンス教授講習機関の」の下に「財産の状況若しくはその」を加え、同条を第一条の八とし、第一条の六の次に次の一条を加える。

（解任の勧告）

第一条の七　国家公安委員会は、ダンス教授講習機関の役員又は講師が指定講習の実施に関する業務に関し不正な行為をしたときは、当該ダンス教授講習機関に対し、当該役員又は講師の解任を勧告することができる。

第二条中「特定講習団体」を「ダンス教授講習機関」に改める。

第二条の二の見出し中「指定」を「ダンス教授試験の指定」に改め、同条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「特定講習団体」を「ダンス教授講習機関」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第二条の三中「第一条の三から第一条の八まで」を「第一条の四から第一条の九まで」に、「特定講習団体」を「ダンス教授講習機関」に改め、「、第一条の三第二項中「前項」とあるのは「第二条の三において読み替えて準用する前項」と、同項第二号中「講師」とあるのは「試験員」と」を削り、「第一条の五第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前条」とあるのは「第二条の三」を「第一条の五第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前条」とあるのは「第二条の四」に、「第二条の三において読み替えて準用する第一条の三第二項各号」を「第二条の三第二項各号」と、「書類」とあるのは「書面」に改め、「第一条の七中」の下に「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「講師」とあるのは「試験員」と、「指定講習」とあるのは「指定試験」と、第一条の八中」を加え、「第二条の三において読み替えて準用する第一条の二第二項各号」を「第二条の二第二項各号」に、「第一条の八第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前条」とあるのは「第二条の三」において読み替えて準用する前条」を「第一条の九第一項中「ダンス教授講習機関」とあるのは「ダンス教授試験機関」と、「前二条」とあるのは「第二条の四において読み替えて準用する前二条」に改め、同条を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。